

令和 7-8 年度

春日出中学校 PTA 総会

- 第 1 号議案 令和 7 年度 行事報告
- 第 2 号議案 令和 7 年度 PTA 会計決算報告
- 第 3 号議案 令和 8 年度 PTA 役員候補告示
- 第 4 号議案 令和 8 年度 行事予定(案)
- 第 5 号議案 令和 8 年度 PTA 会計予算書(案)

資料 春日出中学校 PTA 規約

回答期間:4/20(月)~4/28(火)
回答方法:Google フォーム

第1号議案

令和7年度 事業報告

◆実行委員会・総会関係

| 実施日 | 曜日 | 行事名 | 参加者 | 備考 |
|------------------|----|-------------|---------|------------|
| 2025年4月24日～5月11日 | | 春日出中学校PTA総会 | | 書面総会（決算総会） |
| 2025年5月15日 | 木 | 第1回実行委員会 | 役員+実行委員 | |
| 2025年6月10日 | 火 | 第2回実行委員会 | 役員+実行委員 | |
| 2025年9月2日 | 火 | 第3回実行委員会 | 役員+実行委員 | |
| 2025年10月2日 | 木 | 第4回実行委員会 | 役員+実行委員 | |
| 2025年11月4日 | 火 | 第5回実行委員会 | 役員+実行委員 | |
| 2026年1月20日 | 火 | 第6回実行委員会 | 役員+実行委員 | |
| 2026年2月24日 | 火 | 第7回実行委員会 | 役員+実行委員 | |
| 2026年4月16日 | 木 | 第8回実行委員会 | 役員+実行委員 | |
| 2026年4月20日～4月28日 | | 春日出中学校PTA総会 | | 書面総会（予算総会） |
| | | | | |
| | | | | |

◆学校行事

| 実施日 | 曜日 | 行事名 | 参加者 | 備考 |
|-------------|----|------------|---------|------|
| 2025年9月26日 | 金 | 文化発表会 | 役員+実行委員 | 数名募集 |
| 2025年10月23日 | 木 | 体育祭（1,3年生） | 役員+実行委員 | 数名募集 |
| 2025年10月29日 | 水 | 体育祭（2年生） | 役員+実行委員 | 数名募集 |
| 2026年3月13日 | 金 | 卒業式 | 役員+実行委員 | 数名募集 |
| 2026年4月3日 | 金 | 入学式 | 役員+実行委員 | 数名募集 |
| | | | | |
| | | | | |

◆各委員会活動

| 実施日 | 曜日 | 行事名 | 参加者 | 備考 |
|----------------|----|-------------|---------|--------------|
| 2025年7月12日,13日 | | 夜間巡視（朝日神明社） | 校外指導委員会 | 13日は雨天のため中止 |
| 2025年7月20日,21日 | | 夜間巡視（住吉神社） | 校外指導委員会 | |
| 2025年7月25日,26日 | | 夜間巡視（西九条神社） | 校外指導委員会 | |
| 2025年7月17日 | 木 | PTA広報誌発行 | 広報委員会 | |
| 2025年11月14日 | 金 | 社会見学 | 成人教育委員会 | |
| 2025年12月23日 | 火 | PTA広報誌発行 | 広報委員会 | |
| 2026年1月29日 | 木 | 学校保健協議会 | 保健厚生委員会 | 開催場所：西島小学校 |
| 2026年2月20日 | 金 | 人権講習会 | 人権啓発委員会 | 保護者向け性教育について |
| 2026年3月13日 | 金 | PTA広報誌発行 | 広報委員会 | |
| | | | | |
| | | | | |

※三中合同高校説明会が廃止となったため、学年学級委員会の行事はありませんでした。

◆他団体行事・共催行事

| 実施日 | 曜日 | 行事名 | 参加者 | 備考 |
|-------------|----|----------------|---------|---------------|
| 2025年5月17日 | 日 | 大阪市PTA委員研修会 | 役員 | 主催：大阪市PTA協議会 |
| 2025年6月13日 | 金 | 此花区PTA新旧懇親会 | 役員 | 主催：此花区PTA協議会 |
| 2025年9月21日 | 日 | 此花区PTA球技大会 | 役員 | 主催：此花区PTA協議会 |
| 2025年10月26日 | 日 | 此花区三中球技大会 | 役員 | 当番校：此花中学校 |
| 2026年1月30日 | 金 | 此花区教育文化振興会 懇親会 | 役員 | 主催：此花区教育文化振興会 |
| 2026年2月1日 | 日 | 区P子どもフェスティバル | 役員+実行委員 | 主催：此花区PTA協議会 |
| 2026年4月19日 | 日 | 春日出中学校下四校球技大会 | 役員 | 当番校：梅香小学校 |
| | | | | |
| | | | | |

※令和7年度に三中合同高校説明会は廃止となりました

※此花区PTA協議会 実行委員会（毎月1回）

※日本PTA全国大会（石川）8月

※日本PTA近畿ブロック大会（大阪府）11月

令和 7 年度 春日出中 学校PTA会計報告書 (決算)

1.収入の部

(単位:円)

| 項 目 | 7 年度予算額 | 7 年度実績額 | 備 考 |
|-------|-----------|-----------|---------|
| 本年度会費 | 2300000 | 2221000 | |
| 前期繰越金 | 874641 | 874641 | |
| 雑収入 | 1000 | 3501 | 利息・寄付金他 |
| 合 計 | 3,175,641 | 3,099,142 | |

2.支出の部

| | | 7 年度予算額 | 執 行 額 | 残 額 | | |
|-------------|---------|--------------|---------|-----------|----------|-----------------------------------|
| ◎ P T A 運 営 | 1.会議室 | (1)総会費 | 10000 | 0 | 10,000 | 年間事業計画・予算・決算報告書・総会費等 |
| | | (2)各種会議費 | 30000 | 12571 | 17,429 | 役員・実行委員会・会計監査委員会・指名委員会等 |
| | 2.表彰費 | (3)表彰費 | 10000 | 0 | 10,000 | 会員の表彰等 |
| | 3.需用費 | (4)事務・消耗品費 | 30000 | 6054 | 23,946 | 文房具・消耗品等 |
| | | (5)印刷・製本費 | 70000 | 840 | 69,160 | 役員・実行委員・常置委員会印刷代等 |
| | | (6)通信・運搬費 | 15000 | 11050 | 3,950 | 切手・電話代・送料等 |
| | | (7)PTA連絡費 | 150000 | 95500 | 54,500 | 区P・その他PTAとの連絡協議会費等 |
| | | (8)分担会費 | 95000 | 99180 | △ 4,180 | 市P・区P分担金等 |
| | | (9)その他 | 30000 | 5060 | 24,940 | 手数料・その他 |
| ◎ P T A 活 動 | 4.会員活動費 | (10)学級委員会費 | 30000 | 0 | 30,000 | 委員会活動費・進路説明会等 |
| | | (11)広報委員会費 | 350000 | 237270 | 112,730 | 委員会活動費・PTA新聞印刷代等 |
| | | (12)成人教育委員会費 | 150000 | 139500 | 10,500 | 委員会活動費・社会見学会等 |
| | | (13)保健厚生委員会費 | 80000 | 0 | 80,000 | 委員会活動費・区保健協議会参加費 |
| | | (14)校外指導委員会費 | 20000 | 6042 | 13,958 | 委員会活動費・地区巡視・地域懇談会費等 |
| | | (15)人権啓発委員会費 | 200000 | 10000 | 190,000 | 委員会活動費・講演会講師料・研究会交通費等 |
| | | (16)調査研究費 | 30000 | 20000 | 10,000 | 教育雑誌・新聞購読料等 |
| | | (17)行事運営費 | 100000 | 81948 | 18,052 | 行事手袋いゝグラウンド使用料等・PTAクラブ活動援助費・球技大会等 |
| | 5.慶弔費 | (18)慶弔費 | 30000 | 32920 | △ 2,920 | 会員の慶弔・見舞金等 |
| | 6.生徒福祉費 | (19)褒賞・報償費 | 450000 | 485459 | △ 35,459 | 卒業祝品・記念品等 |
| (20)援護費 | | 100000 | 45478 | 54,522 | 生徒お茶配布 | |
| (21)その他福祉費 | | 300000 | 286078 | 13,922 | 保険の掛け金等 | |
| ◎ | 記念事業準備金 | 50000 | 50000 | 0 | R7年度分 | |
| ◎ | 予 備 費 | 152477 | 1120745 | △ 968,268 | 施設整備費 | |
| 総 額 | | 2482477 | 2745695 | △ 263,218 | | |

| 令和 7 年度実収入額 | 執 行 額 | 翌期への繰越金 |
|-------------|-----------|---------|
| 3,099,142 | 2,745,695 | 353447 |

令和 8 年 4 月 20 日
 上記の通り 令和 7 年度PTA会計決算報告をいたします。
 大 阪 市 立 春日出中 学校PTA会計 印

会計監査の結果、相違ないことを認めます。

大 阪 市 立 春日出中 学校PTA会計監査人 印
 総会資料につき印影は省略(原本には押印しております)

第3号議案

令和8年度 大阪市立春日出中学校PTA役員

| 役職名 | 氏名 | 地区 |
|---------|--------|--------|
| 会長 | 西村 慶友 | 西九条小学校 |
| 副会長 | 伊木 良美 | 梅香小学校 |
| 書記 | 中谷 麻美 | 梅香小学校 |
| 会計 | 扇 眞澄 | 春日出小学校 |
| 会計監査委員長 | 三室 美輪子 | 梅香小学校 |
| 会計監査委員 | 西尾 迅平 | 教職員 |

大阪市立春日出中学校

所在地：〒554-0023 大阪市此花区春日出南1-2-8

電話：(06)6468-7371 FAX：(06)6468-6496

第4号議案

令和8年度 行事予定

◆実行委員会・総会関係

| 実施日 | 曜日 | 行事名 | 参加者 | 備考 |
|-----|----|-------------|---------|-----------|
| 適時 | | 実行委員会 | 役員+実行委員 | 年間5~10回程度 |
| 5月 | | 春日出中学校PTA総会 | | 書面 |

◆学校行事

| 実施日 | 曜日 | 行事名 | 参加者 | 備考 |
|----------|----|-------|---------|----|
| 2026年9月 | | 文化発表会 | 役員+実行委員 | |
| 2026年10月 | | 体育祭 | 役員+実行委員 | |
| 2027年3月 | | 卒業式 | 役員+実行委員 | |
| 2027年4月 | | 入学式 | 役員+実行委員 | |

◆各委員会活動

| 実施日 | 曜日 | 行事名 | 参加者 | 備考 |
|---------|----|-------------|---------|-----------|
| 2026年7月 | | 夜間巡視（朝日神明社） | 校外指導委員会 | |
| 2026年7月 | | 夜間巡視（住吉神社） | 校外指導委員会 | |
| 2026年7月 | | 夜間巡視（西九条神社） | 校外指導委員会 | |
| 適時 | | PTA広報誌発行 | 広報委員会 | 学期末 年3回発行 |
| 適時 | | 社会見学 | 成人委員会 | |
| 適時 | | 学校保健協議会 | 保健委員会 | |
| 適時 | | 人権講習会 | 人権啓発委員会 | |

◆他団体行事・共催行事

| 実施日 | 曜日 | 行事名 | 参加者 | 備考 |
|----------|----|----------------|-----|---------------|
| 2026年5月 | | 大阪市PTA委員研修会 | 役員 | 主催：大阪市PTA協議会 |
| 2026年6月 | | 此花区教育文化振興会 懇親会 | 役員 | 主催：此花区教育文化振興会 |
| 2026年6月 | | 此花区PTA新旧懇親会 | 役員 | 主催：此花区PTA協議会 |
| 2026年9月 | | 此花区PTA球技大会 | 役員 | 主催：此花区PTA協議会 |
| 2026年10月 | | 此花区三中球技大会 | 役員 | 当番校：春日出中学校 |
| 未定 | | 春日出中学校下四校球技大会 | 役員 | 当番校：春日出小学校 |

※此花区PTA協議会 実行委員会（毎月1回）

※日本PTA全国大会・日本PTA近畿ブロック大会（奈良）8月

令和 8 年度 学校PTA会計予算書 (案)

1.収入の部

(単位:円)

| | 8 年度予算額 | 7 年度実収入額 | 備考 |
|--------|-----------|-----------|------|
| PTA会費 | 2,300,000 | 2,221,000 | |
| 前年度繰越金 | 353,447 | 874,641 | |
| 雑収入 | 1,000 | 3,501 | 利子など |
| 合 計 | 2,654,447 | 3,099,142 | |

2.支出の部

| 項目 | 8 年度予算額 | 7 年度予算額 | 7 年度執行額 | 備 考 | |
|-------------|------------|---------------|-------------|--|--------------------------------|
| ④ P T A 運営費 | 1.会議室 | (1) 総会費 | 10000 | 10,000 | 0 年間事業計画・予算・決算報告書・総会費等 |
| | | (2) 各種会議費 | 30000 | 30,000 | 12,571 役員・実行委員会・会計監査委員会・指名委員会等 |
| | 2.表彰費 | (3) 表彰費 | 10000 | 10,000 | 0 会員の表彰等 |
| | | 3.需用費 | (4) 事務・消耗品費 | 21000 | 30,000 |
| | (5) 印刷・製本費 | | 20000 | 70,000 | 840 役員・実行委員・常置委員会印刷代等 |
| | (6) 通信・運搬費 | | 20000 | 15,000 | 11,050 切手・電話代・送料等 |
| | (7) PTA連絡費 | | 150000 | 150,000 | 95,500 区P・その他PTAとの連絡協議会費等 |
| | (8) 分担会費 | | 110000 | 95,000 | 99,180 市P・区P分担金等 |
| | (9) その他 | | 10000 | 30,000 | 5,060 その他 |
| ⑤ P T A 活動費 | 4.会員活動費 | (10) 学級委員会費 | 30000 | 30,000 | 0 委員会活動費・進路説明会等 |
| | | (11) 広報委員会費 | 350000 | 350,000 | 237,270 委員会活動費・PTA新聞印刷代等 |
| | | (12) 成人教育委員会費 | 200000 | 150,000 | 139,500 委員会活動費・社会見学会等 |
| | | (13) 保健厚生委員会費 | 20000 | 80,000 | 0 委員会活動費・区保健協議会参加費 |
| | | (14) 校外指導委員会費 | 20000 | 20,000 | 6,042 委員会活動費・地区巡視・地域懇談会費等 |
| | | (15) 人権啓発委員会費 | 100000 | 200,000 | 10,000 委員会活動費・講演会講師料・研究会交通費等 |
| | | (16) 調査研究費 | 30000 | 30,000 | 20,000 教育雑誌・新聞購読料等 |
| | (17) 行事運営費 | 160000 | 100,000 | 81,948 行事手伝い・グラウンド使用料等・PTAクラブ活動援助費・球技大会等 | |
| | 5.慶弔費 | (18) 慶弔費 | 30000 | 30,000 | 32,920 会員の慶弔・見舞金等 |
| | 6.生徒福祉費 | (19) 褒賞・報償費 | 450000 | 450,000 | 485,459 卒業祝品・記念品等 |
| (20) 援護費 | | 100000 | 100,000 | 45,478 生徒お茶配布 | |
| (21) その他福祉費 | | 300000 | 300,000 | 286,078 保険の掛け金等 | |
| ◎ | 記念事業準備金 | 50000 | 50,000 | 50,000 | |
| ◎ | 予 備 費 | 433447 | 152,477 | 1,120,745 | |
| 総 額 | 2,654,447 | 2,482,477 | 2,745,695 | | |

大阪市立春日出中学校 P T A 規約

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は春日出中学校 P. T. A という。

1. この会は、事務所を春日出中学校に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における、生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

1. 教育水準を高めるために、会員の成人教育を盛んにする。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒を保護善導する。
3. 家庭と学校と社会における、教育環境を良くする。
4. 学校に対する公費の確保に協力する。

第 3 章 方 針

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. この会は、自主独立のものであって、他の団体から支配、統制、または干渉を受けない。
5. 学校の教育方針、および人事、ならびに管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員は、次のとおりである。

1. この学校に在籍する生徒の保護者。
2. この学校の教職員。
3. この会の主旨に賛同する者で、実行委員会の承認を得たもの。

第 6 条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

第 5 章 経 理

第 7 条 この会の経費は、会費、事業収入、および自発的な寄付金によって支弁される。

第 8 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 9 条 この会の資産は、すべて第 2 章にあげた以外の目的のために支出、または使用してはならない。

第 10 条 この会の会費は、次のとおりとする。

1. 会費は一世帯につき月額 5 0 0 円とする。
2. 但し 1 年間で 1 0 か月分徴取する（8 月、3 月を除く）。

第 11 条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されねばならない。

第 12 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

第 13 条 この会の経理については、別に会計規程を定めることができる。

第 6 章 役員とその選挙

第 14 条 この会の役員は、次のとおりである。

- | | | | | | |
|---------|-----|-----------|---------|-----|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | 保護者 | (2) 副会長 | 若干名 | 保護者 |
| (3) 書 記 | 1 名 | 教職員または保護者 | (4) 会 計 | 1 名 | 保護者 |

2. 役員は、男女のいずれか一方に偏らしてはならない。
3. 役員は、他の役員、または会計監査委員を兼ねることができない。

第 15 条 役員は、任期は、1 年とする。ただし、同じ役員の職については 1 回に限り再任を妨げない。

2. 役員は、引き続いて、他の役員に選任されることができる。

第 16 条 役員選挙および就任は、次の通り行われる。

1. 次年度の役員および会計監査は立候補または推薦によって選出される。
2. 会長の選出に関しては前年度の役員を優先とする。

3. 役員は、選挙は、常置委員会の可決によって行い各役員別に候補者をあげ、役員選挙の少なくとも 5 日前までに全会員に知らせる。

4. 選挙を行なう総会において、一般会員から候補者の指名をなすことができる。

5. 候補者の指名は、一般会員からなされる場合も、その指名を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。

6. 役員は、決算総会において、多数決で選出され、即日就任する。

第 17 条 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第 18 条 会長以外の役員に欠員を生じたときは、実行委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第 7 章 役員と資格とその任務

第 19 条 この会の目的、ならびに方針について、十分な理解をもっている会員で、公選による公職員でない者は、第 6 章の規定に従って役員に選挙されることができる。

第 20 条 会長は、次の職務を行なう。

1. 総会、および実行委員会を招集し、会議の議長となる。
2. 第 36 条において選出される実行委員の中から、役員会で検討し、常置委員会および特別委員会（役員候補者指名委員会を除く）の委員長・副委員長を任命する。（ただし、委員長として学級委員会は 3 学年の保護者、校外指導委員会は原則 2 学年の保護者とする。）
3. 第 38 条において選出された会員を、常置委員会、および特別委員会（役員候補者指名委員会および会計監査委員会を除く）の委員として任命する。
4. 各委員会（役員候補者指名委員会および会計監査委員会を除く）に出席して意見を述べることができる。
5. この会の資産を管理する。

第 21 条 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。本会の目的遂行のための各委員会立案の年間計画を調整する。

第 22 条 書記は、次の職務を行なう。

1. 総会、および実行委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信、その他の書類を保管する。
3. 会長の指示に従って、この会の庶務を行なう。

第 23 条 会計は、次の職務を行なう。

1. 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
2. 年間計画に基づく事業、活動に必要な収支予算の調整をする。
3. 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
4. 会計監査を受けて、会員に報告する。

第 24 条 役員会は次の職務を行う。

1. 役員会は役員と学校長および教頭から構成する。また、役員会が必要と判断した場合、会長が要請した者も含む。
2. 役員会は、原則として毎月 1 回開催するものとし、会長が召集する。また、必要に応じて臨時に役員会を召集できる。
3. この会の運営に関わる全般的な調整を行う。
4. 実行委員会および総会に諮る議案の確認・調整を行う。
5. 実行委員および委員の選出に関わる事項の検討と調整を行う。
6. その他、喫緊の課題が発生したとき、解決に向け検討・調整を行う。

第 8 章 会計監査委員会

第 25 条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会（会計監査委員長は保護者 1 名、会計監査員は教職員 1 名）を置く。

第 26 条 会計監査委員長の選挙および就任は、第 16 条に準じて行なう。

2. 会計監査委員長は、他の 2 名の委員を選任する。

第 27 条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間 2 回以上、全会員にその結果を報告する。

第 28 条 会計監査委員長は、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第 29 条 会計監査委員長の任期は、第 15 条に準ずる。

第 9 章 総 会

第 30 条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第 31 条 総会の定足数は、全会員の 5 分の 1 とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。

第 32 条 実行委員会が必要と認めたとき、または会員の 3 分の 1 以上の要求があったときには、会長はいつでも総会を召集する。

第 33 条 総会は、年 1 回以上開催する。

第 34 条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定ならびに決算報告の承認は、総会で
行なう。

第 10 章 実行委員会

第 35 条 実行委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、次の通り行われる。

1. 基本的に毎月 1 回の定例会を開催する。また、必要に応じて会長が召集する。
2. 実行委員会の定足数は、委員数の 2 分の 1（出席者に議決権を委任する意思を表した欠席者も含む）とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第 36 条 実行委員の選出および実行委員会の構成について

1. 実行委員の選出は、立候補者および推薦者を優先とし、決算総会時までに立候補者および推薦者がいない場合、または定数に満たない場合は総会時に抽選して選出する。（ただし、推薦者には事前に承諾を得ること。また、抽選を行う場合は事前に全会員に内容を示すこと。）
2. 学級委員会については、空きができた小学校区の新 1 学年の保護者からとする。
3. 抽選の除外者については、立候補者および推薦者と学級委員会の継続される実行委員とし、その他は役員会議で認められたものに限る。
4. 実行委員会は、この会の役員、各常置委員長、会計監査委員長、各地区校外指導委員長、実行委員会で承認された副委員長、および校長、教頭をもって構成される。また、役員会議で要請および確認された者も含む。

第 37 条 実行委員会の任務は、次のとおりである。

1. 会長によって任命される各委員会の委員を承認する。
2. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
3. 総会に提出する議案を調整する。
4. 必要があるときは、特別委員会を設ける。
5. その他、規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。

第 11 章 常置委員会、および特別委員会

第 38 条 常置委員会の委員選出および目的と構成について

1. 常置委員会の委員選出は、立候補者および推薦者を優先とし、立候補者および推薦者がいない場合、または定数に満たない場合は、実行委員会時に抽選して選出する。（ただし、推薦者には事前に承諾を得ること。また、抽選を行う場合は事前に全会員に内容を示すこと）
2. 抽選の除外者については、立候補者および推薦者と学級委員会の継続される実行委員とし、その他は役員会議で認められたものに限る。
3. この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案するために次の常置委員会を置く。

- ① 学級委員会
- ② 成人教育委員会
- ③ 保健厚生委員会
- ④ 校外指導委員会
- ⑤ 広報委員会
- ⑥ 人権啓発委員会

第 39 条 特定の目的を遂行するために実行委員会は特別委員会を設けることができる。これは所定の任務が終わるとともに自動的に解散する。特別委員会の委員長および委員の選任は校長の承認を得て会長が任命する。

第 12 章 各委員会の任務

第 40 条 会計監査委員会は、

- ア. 委員長ならびに委員長の選任する 2 名の委員によって構成される。
- イ. その年度の会計を監査し年間 2 回以上、全会員にその結果を報告する。

第 41 条 学級委員会は、

- ア. 自分の属する学級の会員が会員としての権利と義務を全うするようにつとめる。
- イ. 教室の教育環境をより好ましく整備につとめる。
- ウ. 教職員と保護者の連絡ならびに接触につとめる。
- エ. 生徒の進路について学校と協力してその適正を期する。

第 42 条 成人教育委員会は、

- ア. 会員相互の教育の推進につとめる。
- イ. あわせて地域の社会教育を盛んにすることに協力する。

第 43 条 保健厚生委員会は、会員のスポーツ・レクリエーション活動を推進し、保健衛生への理解を深め、生徒の保健衛生と安全の向上につとめる。

第 44 条 校外指導委員会は、

- ア. 校外における生徒の保護善導につとめる。
- イ. 地域における会員の相互連絡ならびに学校との連絡につとめる。
- ウ. 地域社会の環境改善につとめる。
- エ. 校下に若干の地区委員を設け委員長を置く。

第 45 条 広報委員会は、会の活動状況や会の行事会合等を知らせ、会員や地域の認識と理解を深めて進んで協力を得るようにつとめる。

第 46 条 人権啓発委員会は、会員相互の人権意識の高揚につとめる。

第 47 条 常置委員会および特別委員会は、その事業計画について実行委員会にはからねばならない。

第 13 章 改 正

第 48 条 規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。

附 則

第 1 条 本会には顧問を置くことができる。

第 2 条 規約の改正

1. 平成 14 年 6 月改正
2. 平成 25 年 5 月 7 日改正
3. 平成 28 年 5 月 7 日改正
4. 令和 6 年 5 月 13 日改正